



社会保険 労務士法人 大竹事務所通信

2021年7月(Vol. 170)

ご連絡先

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD. 三休橋 301

電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795

URL: <http://osaka-otake.com/>

新型コロナワクチンの職域接種と 労働時間の取扱い

新型コロナワクチンの接種を加速化するため、企業や大学での「職域接種」が6月21日から可能になりました（現在は新規の申請受付休止中）。

◆職域接種の概要

職域接種は自治体からの接種券が届く前でも可能ですが、会場や人員は企業等が自ら確保しなければなりません。実施形態としては、企業単独実施のほか、中小企業が商工会議所等を通じての共同実施、下請け企業、取引先を対象に含めての実施などがあります。

企業や大学に求められる主な実施要件は、以下のとおりです。

- (1) 医師・看護師等の医療職のほか、会場運営のスタッフ等、必要な人員を企業や大学等が自ら確保すること。また、副反応報告などの必要な対応を行うことができること。
- (2) 接種場所・動線等の確保についても企業や大学等が自ら確保すること。
- (3) 社内連絡体制・対外調整役を確保すること（事務局を設置すること）。
- (4) 同一の接種会場で2回接種を完了すること、最低2,000回（1,000人×2回接種）程度の接種を行うことを基本とする。
- (5) ワクチンの納品先の事業所でワクチンを保管の上、接種すること。

◆ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い

ワクチン接種自体は業務ではありませんが、接種に費やす時間や副反応が出た場合の労働時間や休暇の取

扱いが気になるところです。厚生労働省の見解は以下のとおりです。

「職場における感染防止対策の観点からも、労働者の方が安心して新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、ワクチンの接種や、接種後に労働者が体調を崩した場合などに活用できる休暇制度等を設けていただくなどの対応は望ましいものです。

また、①ワクチン接種や、接種後に副反応が発生した場合の療養などの場面に活用できる休暇制度を新設することや、既存の病気休暇や失効年休積立制度（失効した年次有給休暇を積み立てて、病気で療養する場合等に使えるようにする制度）等をこれらの場面にも活用できるよう見直すこと、②特段のペナルティなく労働者の中抜け（ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認め、その分終業時刻の繰り下げを行うことなど）や出勤みなし（ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認めた上で、その時間は通常どおり労働したものとして取り扱うこと）を認めることなどは、労働者が任意に利用できるものである限り、ワクチン接種を受けやすい環境の整備に適うものであり、一般的には、労働者にとって不利益なものではなく、合理的であると考えられることから、就業規則の変更を伴う場合であっても、変更後の就業規則を周知することで効力が発生するものと考えられます（※）。

こうした対応に当たっては、新型コロナワクチンの接種を希望する労働者にとって活用しやすいものになるよう、労働者の希望や意向も踏まえて御検討いただくことが重要です。

※常時10人以上の労働者を使用する事業場の場合、就業規則の変更手続も必要です。」

【厚生労働省「職域接種に関するお知らせ」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_shokuiki.html

【厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

同一労働同一賃金関連の 労組事案が増加

◆非正規社員において組合加入資格がある労働組合の割合が上昇

厚生労働省が、令和2年「労使間の交渉等に関する実態調査」結果（有効回答3,335組合。組合員30人以上の労働組合で、令和2年6月30日現在の状況等について調査）を公表しました。

同調査によれば、事業所に正社員以外の労働者がいる労働組合について、労働者の種類別に「組合加入資格がある」をみると、「パートタイム労働者」38.2%（平成30年調査35.6%）、「有期契約労働者」41.4%（同39.9%）、「嘱託労働者」37.4%（同35.6%）、「派遣労働者」6.1%（同5.2%）となっており、非正規社員に組合加入資格がある労働組合の割合が上昇していることがわかりました。

◆「同一労働同一賃金に関する事項」の話し合いを持った組合が増加

過去1年間（令和元年7月1日～令和2年6月30日）に、正社員以外の労働者に関して使用者側と話し合いが持たれた事項（複数回答）をみると、「同一労働同一賃金に関する事項」40.5%（平成30年調査15.4%）が最も高く、次いで「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」38.3%（同38.9%）、「正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度」23.8%（同24.4%）などとなっています。

働き方改革関連法による「同一労働同一賃金」が、本年4月から中小企業にも全面適用されました。今後も「同一労働同一賃金」について話し合いが持たれるケースは増えることが予想され、企業としても相応の対応が必要になるものと考えられます。

◆法改正への対応も

過去3年間（平成29年7月1日～令和2年6月30日）において、「何らかの労使間の交渉があった」事項をみると、「賃金・退職給付に関する事項」74.9%（平成29年調査73.9%）、「労働時間・休日・休暇に関する事項」74.1%（同72.2%）、「雇用・人事に関する事項」61.0%（同60.2%）などとなっており、労使間の交渉の結果、労働協約の改定または新設がされた事項（複数回答）は、「育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度」37.5%（前回39.9%）、「賃金額」37.1%（同36.0%）、「賃金制度」33.3%（同34.3%）となっています。

今国会で育児・介護休業法の改正法が成立したこともあり、育児・介護休業制度などは今後も見直しが予定される分野です。法改正の動きも注視しながら、企業としても早めに対応を検討していきたいところです。

【厚生労働省「令和2年 労使間の交渉等に関する実態調査」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/18-r02.html>

コロナ対策で注目「昼休みの時差取得」

◆「昼休みの時差取得」とは

令和3年5月に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が改正され、感染防止のための取組みに「昼休みの時差取得」が追加されました。昼休みを一齐に取得した場合、休憩室や更衣室、喫煙室やエレベーター、近隣店舗などに人が集中し、感染リスクが高まる可能性があります。これを抑制するために、昼休みの時間をずらして取得してもらうという取組みです。

◆手続き上の留意点

労働基準法では、休憩時間は労働者に一齐に与えなければならないこととされており、昼休みを時差取得とする場合には、労使協定を締結して、①対象者の範囲、②新たな昼休みの時間の2点を取り決めなければなりません。労働者の意向などもよく確認しながら、職場の実情に応じて取り決めることが重要とされています。

※労使協定は、過半数労働組合または過半数代表者と書面で締結する必要があります。

※以下の業種については、一斉休憩の規定は適用されていません。

- ①運輸交通業、②商業、③金融・広告業、④映画・演劇業、⑤通信業、⑥保健衛生業、⑦接客娯楽業、⑧官公署（現業部門を除く）

※常時 10 人以上の労働者を使用する事業場の場合、就業規則の変更手続も必要です。

◆労使で話し合い、理解を求める

感染症対策に有効な昼休みの時差取得ですが、導入を検討する際には、そもそもなぜ休憩時間の一斉付与が原則とされているのか、労使ともに理解しておくべきでしょう。働いている同僚を気にして休憩を早めに切り上げたり、ずらして取得している休憩時間中に取り先に対応する、あるいは休憩時間を取り過ぎるといったことがないよう、労使で導入・運用について意向を擦り合わせながら、効果的かつ適切な感染症対策をすることが望まれます。

【厚生労働省「基本的対処方針の改正等を踏まえた、職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充について、経済団体などに協力を依頼しました」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18659.html

7月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

12日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限【年金事務所または健保組合】＜7月1日現在＞
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
- 特例による源泉徴収税額の納付＜1月～6月分＞【郵便局または銀行】
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出【公共職業安定所】＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限＜年度更新＞【労働基準監督署】
- 労働保険料の納付＜延納第1期分＞【郵便局または銀行】

15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請＜6月30日の現況＞の提出【税務署】
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出【公共職業安定所】

8月2日

- 所得税予定納税額の納付＜第1期分＞【郵便局または銀行】
- 労働者死傷病報告の提出【労働基準監督署】＜休業4日未満、4月～6月分＞
- 健保・厚年保険料の納付【郵便局または銀行】
- 健康保険印紙受払等報告書の提出【年金事務所】
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞【公共職業安定所】
- 固定資産税・都市計画税の納付＜第2期＞【郵便局または銀行】
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

編集後記

2021年後半がスタートしました。早いですね。

やっと、新型コロナワクチンの接種券が届きました。早速予約を取ろうとしたのですが、近場の病院はおろか、ワクチン接種センターも自衛隊の大規模接種会場も一瞬で予約が埋まる争奪戦！ニュースで知っていましたが、これほどまでとは思いませんでした。

さて、今月号よりこの事務所通信の最後のページに、スタッフブログの一部を掲載させて頂くことにいたしました。弊所スタッフの人柄などが伝わるかと思いません。少しでも皆様に身近に感じて頂ければ嬉しいです。

なお、ここに掲載していないブログ記事は、弊所ホームページでも随時ご覧いただけます。

<https://osaka-otake.com/news>

今月も最後までお読みいただき有り難うございました。(R.O)

スタッフブログより

正しい失敗とは 2021-06-18

先日、事務所の皆で論語に関連する本を勉強致しました。

その日のタイトルは「正しい失敗」です。

正しい失敗とは、失敗をしてしまった時、その過ちをきちんと改め成長のステップに繋げるということです。

そのキーワードは、「テン・シュ・カク」なのですが、「テン=テンション（を高く）」「シュ=すぐに修正」「カク=（自分で勝手に思い込まず）確認する」です。

まさにその通りで、私にはすとんと腑に落ちたのです。

失敗をしない様に行動することも大切ですが、もしも失敗してしまったとしても、その後の行動がとっても大切で、いかに挽回して立ち上げられるかも大切な要素ですね。 おぎの

日々成長 2021-06-22

blog をご覧の皆さま

いつもお世話になっております。

社会保険労務士法人大竹事務所 事務局主任の西口と申します。

これから週に1回程度のペースで「Staff Blog」としてアップしていく予定であります。どうぞよろしくお願いいたします。

私には、1歳2か月を迎えた娘がいます（ひなと言います。）。

日々（もしかしたら時間単位で）できることが増えていて、その成長が楽しみで仕方ありません。

2週間ほど前までは洗面所からリビングへの段差（20~30cm）が降りられず、洗面所へ行くと帰ってこられずに泣いていたのが、気付けばおしりを向けて足から降りられるようになっていました。

（まずは段差の傍にある柱に手をかけて、など彼女なりのルーティーンがあるようで、それを順番に進めている姿がこれまた愛らしいです。）

・・・ところかわって職場でのことです。

これまでは「ここではこうしてくれたらなあ」と思っていたことが、ある時から気付けばしてもらえるようになっていることがあります。

自分もお客様や仲間に対しても同じようにできる人間でいられるように日々成長。

現状に満足せず、日々周りやお客様に思いをはせて過ごすことの大切さを教えてもらいました。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

にしぐち

恩送り 2021-06-28

東京の国分寺で不思議な喫茶店があると聞きました。

「お手紙コーヒー」

お店にいくと、無料でコーヒーが頂けます。

その費用は「誰か」が持ってくれています。

そしてその「誰か」からのお気持ちを、コーヒーを頂いた自身が、次のお客さまのために「誰か」になるのです。

「恩送り」という、やさしくなれる仕組みをもっているなあと感じました。

今度東京へ行く際には体感してみます。

おおたけ